公益財団法人　日本環境協会

環境経営レポート

【活動期間：令和５年７月～令和６年６月】

令和６年７月26日

環境管理委員会

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１．組織の概要及び対象範囲
１－１　組織の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　（１）　名称及び代表者氏名
　（２）　目的
　（３）　事務所
　（４）　環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
　（５）　事業内容
　（６）　事業規模
１－２　対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
１－３　環境組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２．環境方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３．環境目標及び実績
３－１　環境目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
３－２　実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４．環境活動計画及びその取組の評価（結果と今後の取組内容）
４－１　環境活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４－２　環境活動計画の取組の評価（結果と今後の取組内容）　・・・・・・・・１１
５．取組の事例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　（１）　エコアクション 21 取組リーフレット
　（２）　エコアクション掲示板
　（３）　教育・訓練の現場
　（４）　会議におけるペーパーレス化
　（５）　節水の啓発
　（６）　節電の啓発
　（７）　コピー機の使用管理
６．環境関連法規等の遵守状況の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
７．代表者による全体評価と見直しの結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

＜参考資料＞　(公財)日本環境協会の主な事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　Ⅰ．環境教育、普及啓発等事業
　Ⅱ．環境ラベリング事業
　Ⅲ．環境保全活動に対する支援事業
　Ⅳ．土壌環境保全対策事業

はじめに

当協会では、協会が実施する環境保全に関する事業のより効果的な実施と協会の活動に伴う環境負荷の一層の低減を図ることを目的に、平成 22 年 10 月より環境経営システムを導入し、その適切な実施に取り組んでいます。

このたび、令和 5 年度（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）の環境活動とその結果を、このレポートにまとめました。

協会の環境活動について皆様のご理解の一助となるとともに、協会と皆様との良きコミュニケーションを図るツールとしてお役に立てれば幸いです。

１．組織概要及び対象範囲

１－１　組織の概要

（1） 名称及び代表者氏名

組織の名称　　公益財団法人　日本環境協会

代表者氏名　　理事長　新美　育文

（2） 目的

この法人は、環境の保全に関する知識の普及及び調査研究等に関する事業を行い、国民、事業者等をはじめとするあらゆる主体による環境保全のための自主的活動の推進を図り、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（3）事務所

東京都千代田区岩本町 1-10-5　TMM ビル 5 階

（4）環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

公益財団法人日本環境協会　専務理事　小川　晃範

（担当：同協会エコマーク事業部佐野裕隆　電話(03)5829-6286）

（5）事業内容

環境教育・環境学習、グリーンマーケットの実現、地球温暖化防止及び土壌環境保全を中心に、次の事業を実施しています。

1）環境教育、普及・啓発等事業

＜自主事業＞

・こどもエコクラブ事業
・こども環境相談事業
・様々な主体による連携・協働事業
・環境教育教材等の貸出・頒布、広報等

＜国等からの請負事業＞

・ESD 活動支援センター運営事業
・その他

2）環境ラベリング事業

・エコマーク事業
・環境ラベリングに係る国際協力事業

3）土壌環境保全対策事業

・土壌汚染対策法に基づく指定支援法人として行う土壌汚染対策基金事業

4）NPO 等の環境活動支援事業

・藤本倫子環境保全活動助成基金による助成金交付事業

なお、事業内容については令和 5 年度のものです。

主な事業の具体的内容については、20 ページからの参考資料をご覧ください。

（6）事業規模

基本財産　　100,000,000 円

事業収入　　366,701,125 円（令和 5 年度決算額）

従事者数　　35.06 名（フルタイム換算）

1－2　対象範囲

当協会の全組織・全活動を対象として、エコアクション 21 に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持します。

１－３　環境組織図

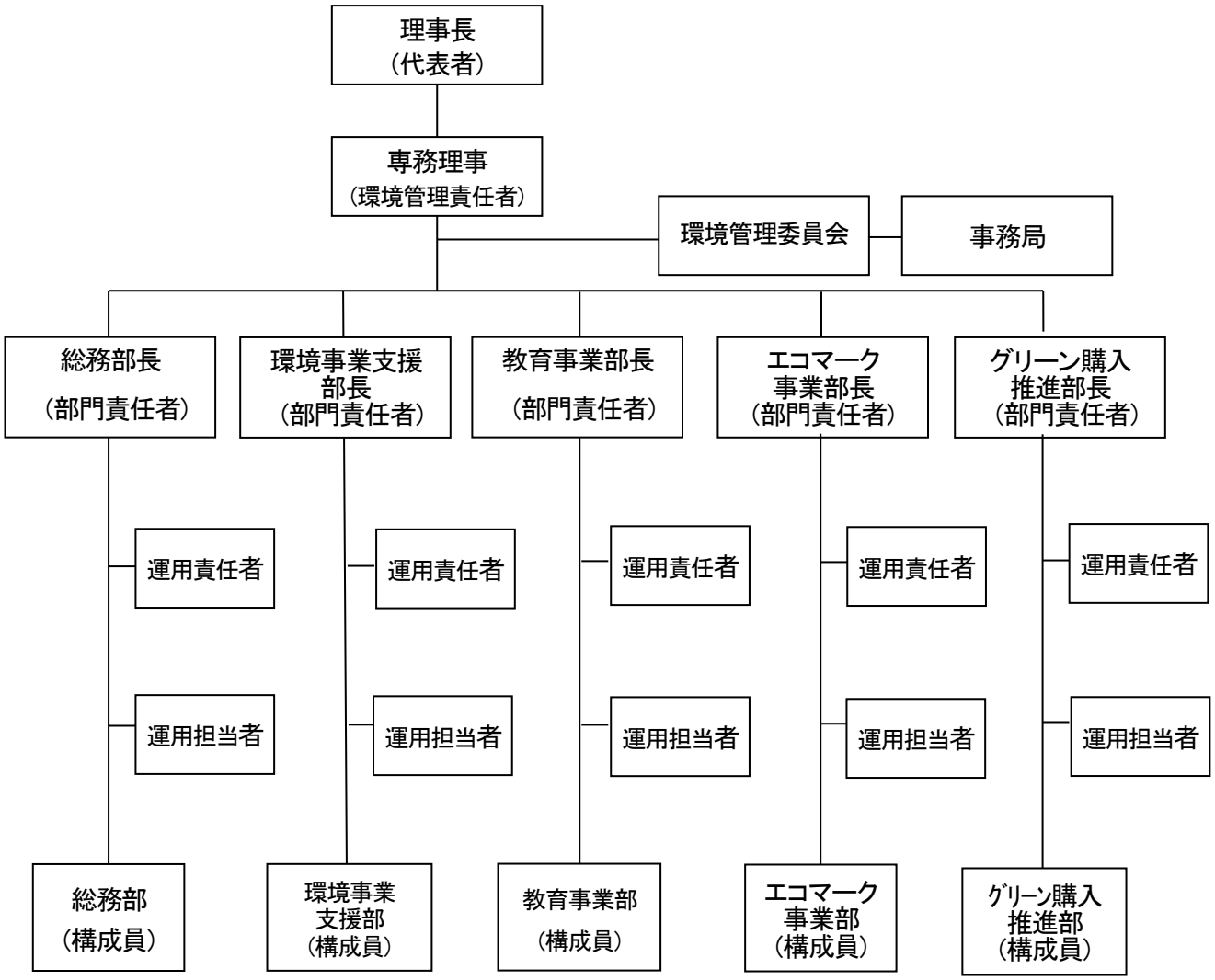
理事長
（代表者）
専務理事
（環境管理責任者）
環境管理委員会
事務局
総務部長
（部門責任者）
環境事業支援
部長
（部門責任者）
教育事業部長
（部門責任者）
エコマーク
事業部長
（部門責任者）
グリーン購入
推進部長
（部門責任者）
運用責任者
運用責任者
運用責任者
運用責任者
運用責任者
運用担当者
運用担当者
運用担当者
運用担当者
運用担当者
総務部
（構成員）
環境事業
支援部
（構成員）
教育事業部
（構成員）
エコマーク
事業部
（構成員）
ｸﾞﾘｰﾝ購入
推進部
（構成員）

【役割】

1．理事長

① 理事長は、環境経営システムの最高責任者であり、経営における課題とチャンスの明確化及び環境方針の作成及び見直し、必要な資源の投入などを行う。

② 理事長は、環境経営システムの最高責任者として環境管理責任者を任免する。

2．環境管理責任者

環境管理責任者は、環境経営システムの責任者として、システムの確立、実施及び維持する。

3．環境管理委員会

環境管理委員会は、環境管理責任者を委員長として、環境経営システムに関する審議事項を決定する機関とする。

4．部門責任者

部門責任者は、環境管理責任者の指示に基づき、部門の環境に関する業務を実施する。

5．運用責任者

運用責任者は、環境管理責任者の指示により担当する環境活動計画の推進等の業務を実施する。

6．運用担当者

運用担当者は、部門責任者の指示により、部門における組織共通の環境活動計画の推進等の業務を実施する。

7．構成員

構成員は、所属する部門において、環境に関する業務を実施する。

別紙１

責任と権限

承認日	令和３年７月30日
承認者	新美　育文

役　職	主 な 責 任 と 権 限
理事長	①環境経営システムの最高責任者
	②経営における課題とチャンスの明確化と、環境方針の決定
	③環境経営システム推進マニュアルの承認
	④環境管理責任者の任免
	⑤環境目標及び環境活動計画書の承認
	⑥環境経営システムの全体評価と見直し
環境管理責任者	①環境経営システムの確立、運用、維持及び見直し
	②「環境への負荷の自己チェック」の実施
	③「環境への取り組みの自己チェック」の実施
	④環境目標及び環境活動計画書の作成及び進捗状況点検の実施
	⑤教育・訓練計画の作成と実施
	⑥環境経営システムの評価資料の作成と理事長への報告
	⑦手順書の作成
	⑧環境経営レポートの作成
	⑨運用責任者及び運用担当者の任免
	⑩環境管理委員会委員の任免
環境管理委員会	①環境経営システム推進マニュアルの審議
	②環境目標及び環境活動計画書及びその進捗状況の審議
	③教育・訓練計画書の審議
	④環境経営レポートの作成及び改定の審議
	⑤「環境への負荷の自己チェック」の審議
	⑥「環境への取り組みの自己チェック」の審議
部門責任者	①部門内の環境経営システムに関する業務の実施
	②部門内の環境経営システムに関する業務状況の環境管理責任者への報告
運用責任者	①担当する環境活動計画の推進
	②担当する環境活動計画の周知徹底
	③担当する環境活動計画の進捗状況の環境管理責任者への報告
	④担当する環境活動計画の是正措置の立案及び環境管理責任者への報告
運用担当者	①組織共通の環境活動計画の実施方法の所属部門での推進
	②組織共通の環境活動計画の所属部門構成員に対する周知徹底
	③組織共通の環境活動計画の所属部門における進捗状況の運用責任者への報告
	④組織共通の環境活動計画の是正措置の立案及び運用責任者への報告
構成員	①環境活動計画の実施

２．環境方針

公益財団法人日本環境協会　環境方針

近年、世界では新型コロナウイルス感染症の流行、原材料・エネルギー等の資源の高騰等、様々な側面でこれまでの認識を覆す社会的変化が起きています。こうした問題の多くは、一つの問題として生じ広がってきたものではなく、他の問題、特に地球環境問題と密接な繋がりを有し、より状況を複雑化させています。かかる状況のもと、喫緊の課題である気候変動をはじめとする、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の目標を達成するため、グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）による社会の変革が不可欠となっており、経済発展との両立を前提としたカーボンニュートラル等の構造転換が進められようとしています。

こうした社会の動きを踏まえ、当協会は「エコマーク事業」、「グリーン購入推進事業」、「環境教育事業」及び「環境行政への協力」を柱として様々な環境事業を実施し、国民、事業者等をはじめとするあらゆる主体による地球環境保全のための自主的活動の推進を図り、持続可能な社会の実現により一層、貢献していくための取組を展開していきます。さらに、当協会として、事業の着実な実施・充実を進めるとともに、これらの事業活動に伴い生じる環境負荷の低減に努めます。

かかる考え方の下、当協会の環境方針を次のとおり定めます。

１．以下について具体的な環境目標及び環境活動計画を策定し、継続的な改善に努めます。

①　電気の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減
②　コピー用紙の使用量の削減
③　総排水量の削減（節水）
④　事務用品及び備品のグリーン購入の徹底
⑤　エコマーク事業の推進
⑥　環境活動・環境学習に関する事業の推進
⑦　受託事業の実施に係る環境配慮の徹底

２．環境関連法規等を遵守します。
３．すべての職員に環境方針を周知徹底します。
４．環境への取組を環境経営レポートとしてまとめて公表します。

公益財団法人　日本環境協会
理事長　新美　育文

平成 22 年 10 月 1 日制定
平成 23 年 7 月 15 日改定
平成 24 年 7 月 26 日改定
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 25 年 7 月 25 日改定
平成 28 年 7 月 28 日改定
平成 30 年 7 月 28 日改定
令和 3 年 7 月 30 日改定
令和 4 年 7 月 29 日改定

３．環境目標及び実績

３－１　環境目標

環境目標は、当協会の事業活動に伴う環境への負荷や協会で実施している環境保全に関する事業の状況の把握及び評価、計測データの入手可能性、環境負荷低減や事業に関する協会による管理の可能性等を考慮し、次の項目に関し目標設定を行っています。

- 二酸化炭素の排出量の削減については、協会の二酸化炭素等温室効果ガスの排出源は電力のみであることを踏まえ、「電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減」
- 廃棄物の排出量の削減については、廃棄物の分別収集及び処分はビル管理者において行われていることや廃棄物の中ではコピー用紙が多くを占めることを踏まえ、「コピー用紙の使用量の削減」
- 総排水量の削減については、節水に心がけることとして「総排水量の削減（節水）」
- グリーン購入については、購入品の多くが事務用品であることを踏まえ、「事務用品のグリーン購入の推進」
- 本業に係る取組については、協会の自主的判断で管理可能であることを踏まえ、自主事業については「エコマーク事業の推進」及び「環境活動・環境学習に関する事業の推進」、受託事業については「受託事業の実施に係る環境配慮の徹底」

また、協会における環境経営システムへの取組は、決算時の繁忙を考慮し、毎年7月1日から翌年6月30日までを単位年度としています。

環境目標

項　目	基準年	目標年		
		令和４年７月 ～令和５年６月	令和５年７月 ～令和６年６月	令和６年７月 ～令和７年６月
①電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減	(令和３年度) 15,963kg-CO2 (34,930kWh)	令和３年度の実績値から電気使用量を1%削減	令和３年度の実績値から電気使用量を2%削減	令和３年度の実績値から電気使用量を3%削減
②コピー用紙の使用量の削減	(令和３年度) 購入枚数：90,000 枚	令和３年度の実績値から購入枚数を 0.5%削減	令和３年度の実績値から購入枚数を 1%削減	令和３年度の実績値から購入枚数を 1.5%削減
③総排水量の削減（節水）	―――	節水の徹底	節水の徹底	節水の徹底
④事務用品のグリーン購入の推進	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底： 94.75%	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底： 100%	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底： 100%	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底： 100%
⑤エコマーク事業の推進	エコマーク認定商品数： 247 増	エコマークに対する社会的認知度を一層高めるとともに、消費者や組織購入者の購買場面において広く利用される環境ラベルとなるため、国等とも連携しつつ、より広い範囲の製品・サービスにエコマークの認定を拡大していく。		
⑥環境活動・環境学習に関する事業の促進	―――	こどもエコクラブを募集・登録し、クラブの環境学習・環境活動を PDCA によりステップアップし、子どもたちの成長と地域の連携・協働を促進する。		
⑦受託事業の実施に係る環境配慮の徹底	―――	受託事業の活動現場（協会オフィス内を除く。）における環境負荷の低減及び普及啓発の実施		

≪注≫

1）①については、事務所の移転を機に令和元年度を新たな基準年としたところですが、その後、令和２年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大があったことで、換気のための頻繁な窓開けによって冷暖房効率が大きく低下したことで、実際の電力使用量と計画とで乖離が生じるようになりました。感染症対策については、まだ当分の間は継続していくことが見込まれることから、令和３年度を新たに基準年として定め直し、基準年に要した電気使用量を毎年 1%ずつ削減することを目標とします。なお、令和２年の段階では、感染の主要経路が接触感染とされ、手指消毒が主な対策とされ、しばらくの間は、換気を対策の重点に置いていなかったため、令和２年度ではなく、令和３年度を基準年に定めました。

2）②については、新型コロナウイルスの感染拡大対策として、在宅勤務が実施されるようになり、それに伴って業務の電子化が進んだことと、会議やイベントがリモートで開催されるようになったことで資料のコピー量が減り、計画値と実際のコピー用紙の購入量に著しく乖離が生じました。このため、基準年を①と同様、新たに令和３年度に定め、基準年に購入したコピー用紙の購入量を毎年 0.5%ずつ削減することを目標とします。

3）③については、総排水量の把握ができないので、出来る限り節水に心掛けるようにします。

4）④については、事務用品及び備品購入の際、エコマーク認定商品のあるものについては同商品の購入を徹底し、エコマーク認定商品のないものについてはグリーン購入法適合商品の購入徹底を図ることにより、これらの商品の全量購入を目指します。基準値の数値は金額の割合とします。

5）⑤については、消費者や組織購入者の購入場面において、エコマークが広く利用される環境ラベルとなるための活動を包括的に捉え、具体的な取組の実施につき目標設定をしています。

6）⑥については、協会の実施する環境教育関連事業の柱となるこどもエコクラブ事業の具体的な取組の実施につき目標設定をしています。

7）⑦については、協会の判断で行うことができ、しかも別途行うこととしている①から③までの取組以外のものとして、受託事業の活動現場（協会オフィス内を除く。）における環境負荷の低減及び普及啓発の実施を目標としています。

３－２ 実績

環境方針を基に令和５年７月から令和６年６月までの間に取り組んだ結果は、以下のとおりです。

	基　準　値	目　　標　　値 ５年７月～６年６月	実　績　値 ５年７月～６年６月
①電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減 (実排出係数 0.457:R3)	(令和３年度) 15,963kg-CO2 (34,930kWh)	基準値から電気使用量を2%削減 15,643kg-CO2 (34,231kWh)	基準値から電気使用量を23%削減 12,284kg-CO2 (26,880kWh)
②コピー用紙の使用量の削減	(令和３年度) 購入枚数：90,000 枚	基準値から購入枚数を 1%削減 購入枚数：89, 100 枚	基準値から購入枚数を 1%削減 購入枚数：82, 500 枚
③総排水量の削減 （節水）	―	節水の徹底	節水の徹底
④事務用品のグリーン購入の推進	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底 94.75%	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底 100%	エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品の購入の徹底 100%
⑤エコマーク事業の推進	エコマーク認定商品数： 247 増	エコマークに対する社会的認知度を一層高めるとともに、消費者や組織購入者の購買場面において広く利用される環境ラベルとなるため、国等とも連携しつつ、より広い範囲の製品・サービスにエコマークの認定を拡大していく。	新たな形態の商品類型化に取り組み、「スマートフォン・携帯電話」の類型を制定した。その他、ホテル、飲食店や清掃サービスなどの情報発信を強化し、業界フェア出展やオンラインセミナーの開催に注力した。
⑥環境活動・環境学習に関する事業の推進	―	こどもエコクラブを募集･登録し、クラブの環境学習･環境活動を PDCA によりステップアップし､子どもたちの成長と地域の連携･協働を促進する。	地域の大人たちや多様な主体と連携・協力・協働を行い、「こどもエコクラブ」「こども環境相談室」等の事業を通じて、子どもたちの環境活動・環境学習がより発展・充実するよう支援した。
⑦受託事業の実施に係る環境配慮の徹底	―	受託事業の環境現場（協会オフィス内を除く。）における環境負荷の低減及び普及啓発の実施	※

※　「受託事業の実施に係る環境配慮の徹底」の実績

〇台東区の委託事業（環境学習入門講座）において、SDGs の目標を子どもたち自身に理解させるとともに、日常生活で使用するエネルギーについて考えてもらいました。併せて風力発電に関する工作を通して再生可能エネルギーについて知り、日頃からできる省エネ行動に気づく活動をしました。

〇環境省からの請負事業（環境配慮型製品の国際展開促進に係る調査検討業務）において、スリランカ、ベトナム、インドネシアの３カ国に対し、環境ラベル基準やグリーン公共調達制度の構築に係る技術支援を行いました。支援にあたっては、出来る限りオンライン会議を活用することにより、海外渡航等に伴うエネルギー削減に努めました。

〇環境省からの請負事業（グリーン購入及び環境配慮契約に係る地方公共団体普及促進業務）は、対面形式での研修会を全国５ヶ所、オンライン形式で１回開催しました。開催にあたっては、公共交通機関の利用を呼びかけ、会議室の空調も適正な温度設定としました。

〇土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策が、適正かつ円滑に実施されるための知識や国民の理解を普及させるために関係者が参加する可能性のある五つのイベントに出展しました。イベントが開催される施設については、公共交通機関の利用が推奨されていることを確認しました。

４．環境活動計画及びその取組の評価（結果と今後の取組内容）

４－１　環境活動計画

環境目標を達成するため、その目標達成のために必要な取組を具体的に定めた環境活動計画と、その実施状況の点検方法をまとめた環境活動計画点検表を作成しました。部門ごとに運用責任者を定め、環境活動の実施状況のチェックを行い、取組を推進しました。

４－２　環境活動計画の取組評価（結果と今後の取組内容）

環境活動計画の内容と当該計画に基づく、令和５年７月から令和６年６月までの間の取組結果及びその評価は次の通りです。

①　電力の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減

環境活動計画	達成状況
【取組内容】 ・不在エリアの照明の消灯徹底 ・不使用時のパソコンの休止モードの設定 ・不必要な電気器具のプラグはコンセントから抜く ・暖房時の室温 20℃以下、冷房時の室温を 28℃以上	基準値：15,963kg-CO2 目標値：15,643kg-CO2 実績値：12,284 kg-CO2 （目標値比：23%減） ⇒　目標達成
評価及び今後の取組	
令和５年度は、電力使用実績は 26,880kWh となり、基準値（令和３年度）より 23%下回りました。職員各人が節電への配慮を行ったことに加え、2023 年１月より ・事務所内の照明を全て LED 照明に交換 ・複合機を４台から３台に削減 したことが主な要因と考えられます。 今後も、これまで同様に目標の達成に向けて一層の積極的な節電に取り組みます。 また、在宅勤務により、各職員の家庭等における在宅勤務時の電力消費量が増加する可能性もあるため、定量することは難しいものの、協会の業務に関わる環境負荷として留意していく必要があります。	

②　コピー用紙使用量の削減

環境活動計画	達成状況
【取組内容】 ・裏紙の使用促進 ・不要な印刷の削減 ・両面印刷の徹底 ・社内連絡のメール・デスクネッツの使用	基準値：90,000 枚 目標値：89,100 枚 実績値：82,500 枚 （目標値比：7.4%減） ⇒　目標達成
評価及び今後の取組	
令和５年度は、基準値（令和３年度）より 2%削減を目標に定めて取り組みました。令和４年度は、これまで新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からリモートを中心に開催していたイベント、会議が、ハイブリッド形式もしくはリアル形式で行われるようになり、資料印刷が増加し目標を超過しました。このため、令和５年度は、当協会内で使用する用紙とイベント等で使用する用紙を分割して集計	

し、協会内で使用する用紙について従来通り紙媒体による業務を減らすとともに、イベント等で使用する用紙についても可能な配慮を行いました。この結果、全体としても目標を達成しました（協会内使用65,150枚、イベント等使用17,350枚）。

③　節水の徹底

環境活動計画	達成状況
【取組内容】 ・給湯スペースに節水啓発シールを貼付する。	目　標：節水の徹底 実　績：節水の徹底 ⇒　目標達成
評価及び今後の取組	
職員全体に節水を呼び掛けました。今後も継続して、動機づけを続けます。	

④　事務用品のグリーン購入の推進

環境活動計画	達成状況
【取組内容】 ・エコマーク認定商品、グリーン購入法適合商品の購入の徹底	基準値：94.75% 目標値：100% 実績値：100% （目標値比：一致） ⇒　目標達成
評価及び今後の取組	
事務用品を購入する際、エコマーク認定商品のあるものについては同商品の購入を徹底し、エコマーク認定商品のないものについてはグリーン購入法適合商品の購入の徹底を図ることにより目標を達成することができました。今後も、グリーン購入の徹底に努めます。	

⑤　エコマーク事業の推進

環境活動計画	実　　績
【取組内容】 ・認定基準の策定 ・新規商品類型の選定 ・普及啓発活動 ・国際協力活動	◆認定基準の策定 新規に制定：「スマートフォン・携帯電話」 ◆新規商品類型の選定 「空港ラウンジ」、「コンクリート用保護材・防水材」、「マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを使用した不織布マスク・衛生材料」を新規類型化候補として選定し、検討を進めました。 ◆広報活動 「エコマーク広報（メルマガ）」を12回（毎月）配信。 「エコマークアワード2023（表彰）」を開催。 「第3回サステナブルマテリアル展（10/4-6）」、「ビルメンヒューマンフェア&クリーンEXPO2023（11/15-17）」、「国際ホテル・レストラン・ショー（2/13-16）」の３つの業界イベントに参画、出展しました。

	◆国際協力活動 海外の環境ラベル機関（中国、韓国、ドイツ、北欧、タイ、ニュージーランド、台湾、北米、香港、シンガポール、ベトナム、ブラジル、米国（EPEAT））との間で相互認証を推進しました。 世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）やUNEP等が主催する国際会議等に参加したほか、GPP（グリーン公共調達）及び環境ラベル分野でのベトナム、インドネシアならびにスリランカへの技術協力の実施等を通じ、国際的動向等の情報収集や国際協力を推進しました。
評価及び今後の取組	
環境活動計画に挙げた取組は、実績に記載のとおり実施できました。 エコマークの信頼性確保のため、認定後の定期確認、現地監査（51事業者）、商品テスト（基準適合試験）（7商品類型の17商品）、及び総点検を実施し、基準適合性を確認する取組を進めました。 今期の実績等を踏まえ、今後も消費者に身近で広く利活用される環境ラベルとなることを目指し、エコマークの価値向上をはかる取組を推進します。	

⑥　環境活動・環境学習に関する事業の推進

環境活動計画	実　　績
【取組内容】 ・こどもエコクラブの募集・広報 ・プログラムの提供等活動支援 ・活動レポート等の提出の促進・フィードバック ・サポーター研修の開催 ・地方自治体等との協働の推進	地域の大人たちや地方自治体、企業・団体等の多様な主体と協力・連携し、子どもたちの環境活動を支援しました。 ◆こどもエコクラブ 登録数：子ども92,274人、大人18,906人、自治体連携数538ヵ所（R6年3月末） 活動紹介：1,002件 アースレンジャー認定証：897人（R6年3月末） 協働活動・イベント参加人数：延べ約4,546人 交流会、イベント・助成金等の情報提供 ◆こども環境相談室 出前授業・環境講座：1件（参加13人）
評価及び今後の取組	
環境活動計画の取組内容に沿って、地域の大人たちや地方自治体、企業・団体等の多様な主体と協力・連携しながら、子どもたちの環境活動を支援しました。連携・協働事業としては、新型コロナの5類移行に伴い、自然に触れ合う屋外での活動や仲間との交流イベントを企画・実施するなど、子どもたちの環境への関心・意欲が高まるような環境活動プログラムを実施しました。また、子どもたちの活動が充実するよう、専門家からのアドバイスやプログラム・教材の制作・提供を行いました。 今後もさらに、こどもエコクラブの認知度を高め、募集・登録を促進するとともに、クラブの環境学習・環境活動をPDCAにより活性化し、子どもたちの成長と地域の連携・協働を促進します。	

⑦　受託事業の活動現場（協会オフィス内を除く。）における環境負荷の低減及び普及啓発の実施

環境活動計画	実　　績
【取組内容】 ・活動現場における環境負荷の低減 ・参加者への環境配慮の呼掛け、環境情報の提供等の普及啓発	・台東区の委託事業（環境学習入門講座）において、SDGs の目標を子どもたち自身に理解させるとともに、風力発電に関する工作を通して再生可能エネルギーについて知り、日頃からできる省エネ行動に気づくプログラムを実施しました。 ・環境省からの請負事業（環境配慮型製品の国際展開促進に係る調査検討業務）において、スリランカ、ベトナム、インドネシアの３カ国に対し、環境ラベル基準やグリーン公共調達制度の構築に係る技術支援を行いました。支援にあたっては、出来る限りオンライン会議を活用することにより、海外渡航等に伴うエネルギー削減に努めました。 ・環境省からの請負事業（グリーン購入及び環境配慮契約に係る地方公共団体普及促進業務）は、対面形式での研修会を全国 5 ヶ所、オンライン形式で 1 回開催しました。開催にあたっては、公共交通機関の利用を呼びかけ、会議室の空調も適正な温度設定としました。 ・土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策が、適正かつ円滑に実施されるための知識や国民の理解を普及させるために関係者が参加する可能性のある五つのイベントに出展しました。イベントが開催される施設については、公共交通機関の利用が推奨されていることを確認しました。

評価及び今後の取組
活動現場における環境負荷の低減や環境情報の提供等の普及啓発については、可能な限り行うことができました。 引き続きこのような機会が見込める場合には、参加者の皆さんへの普及啓発の絶好の機会ととらえ、あらかじめ計画を立て有効な取組を行います。

５．取組の事例

（１）エコアクション 21 取組リーフレット

各人がエコアクション 21 の取組の趣旨、方針、目標、計画及び取組内容をいつでも参照・確認でき、エコアクション 21 の取組に意識して取り組めるよう、『EA21 の取組（概要）』のリーフレットを作成し、全員に配布しました。

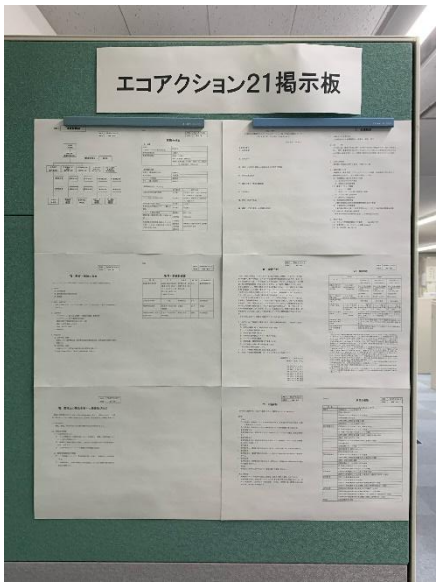

（２） エコアクション掲示板

協会のエコアクション 21 に関する取組内容や実施状況等について全職員がわかるよう、掲示板を設けました。

（３） 教育・訓練の現場

環境管理委員会の結果について、定例のミーティング等を利用して、各部門で周知しました。

（４）業務のペーパーレス化

業務の電子化を進めてテレワークを導入する等、紙の書類による業務を削減してコピー用紙を使わないようにしました。

また、会議等のリモート化を進め、紙資料の配布を減らすようにしました。

（５）節水の啓発

給湯スペースにおいて、節水啓発の掲示を行い、節水の徹底を呼び掛けました。

（６）節電の啓発

節電を呼びかけるポスターを掲示し、事務局一体となって節電に取り組みました。

また、エアコンの適切な管理・使用のため、打合せ室等を含む室内５か所に温度計・湿度計を設置し、職員のエアコン設定・使用に際して節電を意識づけるようにしました。

併せて、温度計のデータを取り、快適に業務を行う職場環境づくりと効率的な節電の両立を目指して室温の変化をモニタリング・分析してエアコンの温度設定や換気に反映しました。

（７）天井照明の LED 化

天井照明はすべて LED に切り替え、省エネルギー製品を利用しました。

（８）コピー機の使用管理

コピー用紙の使用量の削減について、部門ごと及び各職員がコピーの使用状況を記録するシステムを導入しました。その結果、各人の意識付け、実践に効果がありました。

６．環境関連法規等の遵守状況の確認

環境関連法規等の遵守状況の確認の結果（確認日令和６年６月 28 日）、環境関連法規等への違反等問題はありませんでした。

区分	法 規 名	遵守状況
廃棄物	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) (特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬・再商品化等の措置への協力)	○
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(使用済小型電子機器等を分別に努める)	○
	千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例 (廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努める)	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
その他	消防法 (防火管理、消防計画等)	○

７．代表者による全体評価と見直しの結果

（1）全体評価

協会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止等による社会情勢の変化を踏まえ、令和４年度に６年度までの３か年の新たな中期目標を設定しました。

本目標は、これまでの目標に引き続き、地球温暖化防止、持続可能な社会づくりに向けて協会として一層の取組を図るもので、①電力の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減及び②コピー用紙の使用量の削減に関して具体的な数値目標を設定しています。

令和５年度はすべての項目で環境目標を達成しました。このうち、①の電力指標については、新型コロナウイルスの感染拡大以降、常時窓開け換気による空調効率の低下等から電力消費量が増加傾向にありましたが、設備の見直しを進める等の改善を図り、令和４年度に続き目標を達成することができました。②のコピー用紙使用量については、新型コロナウイルスの感染拡大による配布印刷物減、資料等の電子化による紙使用量減、となったものの、令和４年度のイベント等の再開による資料配布の増加、印刷物の内製化によるコピー用紙使用量の増加から、新型コロナウイルス影響下の令和３年度を基準年とする環境目標を超過がありました。令和５年度は、事務所内の使用紙とイベント等での使用紙を分割集計し、事務所内の使用紙は従来通り紙媒体による業務を減らし、イベント等での使用紙は可能な配慮を行うことで、コピー用紙使用量の削減を進めた結果、目標を達成することができました。

項目	評価
電力	目標達成
コピー用紙	目標達成
節水	目標達成
グリーン購入	目標達成
エコマーク事業	目標達成
教育事業	目標達成
受託事業	目標達成

（2）見直しの結果

以上の評価結果を踏まえ、令和６年度は以下のとおり対応します。

・グリーン購入の推進に一層取り組むとともに、環境活動の推進、取組状況・成果の把握、情報の共有化と必要な措置の実施をきめ細かく行います。

項目	見直しの有無
環境経営方針	なし
環境経営目標・計画	なし
実施体制	なし

＜ 参考資料 ＞

(公財)日本環境協会の主な事業

Ⅰ．環境教育、普及啓発等事業

こどもエコクラブ事業

「こどもエコクラブ」の全国事務局として、国・地方公共団体や企業・団体などの協力を得ながら、子どもたちの自主的な環境活動・環境学習を支援しています。本事業は、①子どもたちの自主性を大切にし、子どもたちが持っている多様なポテンシャルを引き出しながら、環境を大切にする心と行動力を育むこと、②周囲の大人や地域の様々な主体が参加して、子どもたちをサポートしながら多彩な環境保全活動の環を広げ、地域の環境力を高めることを目的にしています。

全国で約 9 万 2 千人の子どもたち、約 1 万 9 千人のサポーター、コーディネーター役の全国 538 の地方公共団体の皆さんがこの事業に参加しています。（令和 6 年 3 月末現在）

こども環境相談事業

次世代を担う子どもたちに、環境問題への正しい理解と興味を導くため、平成 12 年度から協会が独自に実施している事業です。小中学生及び高校生等からの環境問題への相談等に対して、環境についての知識や経験を有する環境カウンセラーがボランティアで相談に応じています。

相談は、E メール、ファックス、手紙等で受け付けています。このほか、地方公共団体からの受託による市民環境講座等の運営、環境読本等の監修、学校向けの環境学習プログラムの開発及び小・中学校への出前授業、こどもエコクラブの活動に対する助言等を行っています。

ESD 活動支援センター運営事業

持続可能な開発のための教育(ESD)に取り組む多様な主体の連携・協働を促進し、地域課題の解決や教育の質の向上、SDGs 達成に向けた人づくりを行う「ESD 活動支援センター(全国センター)の運営業務を 2020 年度より行っています。全国 8 カ所の地方 ESD 活動支援センター、187 カ所の地域 ESD 推進拠点と連携しつつ、ウェブサイトでの情報の収集・発信、ESD に関する相談や支援依頼への対応、様々な行事やイベントへの後援・協力などを行いました。

2023 年 12 月には「ESD 推進ネットワーク全国フォーラム」をハイブリッド（対面、オンライン）で開催し、197 人が参加しました。

Ⅱ．環境ラベリング事業

エコマーク事業

本事業は、平成元年から実施している事業で、①環境保全に役立つと認められる商品にマークを付与し、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、②持続可能な社会の形成に向けて、事業者ならびに消費者の行動を誘導することを目的とするものです。

環境に関するラベル表示は数々ありますが、エコマークは、「ライフサイクルを考慮した、多様な基準に基づいた、第三者機関に認定を受ける」ことを要件とするISO14024「タイプⅠ環境ラベル」に準拠する日本唯一の制度です。

これまで、環境に配慮した多様な商品やサービス（文具、繊維製品、紙製品、日用品、OA機器、木製品、塗料、土木・建築製品、インク・トナーカートリッジ、自動車保険、小売店舗、ホテル・旅館、飲食店など）が認定されています。

環境ラベリング国際協力事業

協会は、世界のタイプⅠ環境ラベル運営団体からなる世界エコラベリング・ネットワーク（GEN）に設立発起団体の一つとして1994年から情報交換・国際的な基準の調和の検討・途上国支援等活動に参画しています。

またエコマークでは、海外のタイプⅠ環境ラベルを運営する10機関と相互認証協定を締結しています。これまでに北欧5カ国、ニュージーランド、タイ、ドイツ、及びシンガポールとの間で複写機/プリンタの共通基準、タイ及びシンガポールとの間でプロジェクタの共通基準をそれぞれ設けたほか、日本・中国・韓国の3カ国間では複写機/プリンタ、テレビ、塗料、文具、家具、印刷インキ、壁紙など、日中間で17品目、日韓間で15品目の共通基準化をはかり相互認証を推進しています。

グリーン購入促進事業

環境省からの委託を受けて、環境配慮製品やサービスを優先的に購入する、いわゆるグリーン購入の普及・拡大のための業務を行っています。

具体的には、地方公共団体におけるグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する取組実態調査、地方公共団体のグリーン購入法及び環境配慮契約法の取組導入や取組のレベルアップを促すための実務支援を 5 団体（南足柄市、鎌倉市、会津若松市、阿南市、柏市）に対して行いました。さらに、グリーン購入や環境配慮契約に取り組む意義や取組方法を解説する実務研修会を対面形式で全国 5 ヶ所、オンライン形式で 1 回開催し、約 200 の地方公共団体が参加しました。

以上の取組を進めるとともに、グリーン購入ネットワーク（GPN）から事務局業務を受託し、様々な主体と連携し、グリーン購入や持続可能な購入の普及啓発活動を行いました。

具体的には、持続可能な調達に取り組む優秀事例を表彰する第 24 回グリーン購入大賞を実施し、13 団体を表彰しました。メディアへの積極的な働きかけを行い、表彰結果は 140 以上のメディアに取り上げられました。また、ライフサイクルアセスメントやカーボンフットプリント、人権配慮、資源循環、サステナビリティ情報の開示等、旬のキーワードや社会的課題等をテーマに 22 回のオンラインセミナーを開催した他、持続可能な調達方針を策定した企業や業界団体と連携し、企業のサプライヤーを対象とした実態調査を実施し、組取状況や課題、ニーズの把握に努めました。

第 24 回グリーン購入大賞表彰式

Ⅲ．環境保全活動に対する支援事業

藤本倫子環境保全活動助成基金

平成 26 年 4 月から、子どもが自発的に行う環境活動に対する助成に一本化し、子どもたちが環境について自ら学び・考え・行動するための支援を行っています。令和 2 年度以降、新型コロナウイルスの影響を受け、募集を見送っています。

Ⅳ．土壌環境保全対策事業

土壌汚染対策基金

土壌汚染対策法の指定支援法人として、土壌汚染対策基金を基に、要措置区域において汚染の除去等の措置を講じる土地所有者等に対する都道府県等を通じた助成金交付、土壌汚染調査又は要措置区域等における汚染の除去等の措置に関する相談・助言、土壌汚染の環境リスクに関する国民への普及・啓発を行っています。